

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ヤクルト本社			コード	2267
提出日	2025/3/28	異動（予定）日	2025/2/8		
独立役員届出書の提出理由	独立役員（社外取締役）の新保克芳氏が、2025年2月8日に逝去し、同日をもって取締役を退任したため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	戸部 直子	社外取締役	○													○		有
2	永沢 裕美子	社外取締役	○													○		有
3	阿久津 聡	社外取締役	○													○		有
4	マシュー・ディグビー	社外取締役	○													○		有
5	福澤 俊彦	社外取締役	○							△								有
6	町田 恵美	社外監査役	○								△							有
7	大河内 公一	社外監査役	○													○		有
8	北村 聡子	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		弁護士として長年活躍されてきた実績や、東京家庭裁判所家事調停委員や東京都清瀬市男女共同参画センター法律相談員を歴任するなどの広い見識に加え、当社からの独立性が十分に保たれ、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定するにいたしました。
2		金融に関する専門的な知見を有するとともに、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事副会長を務めるなど消費者目線での見識を兼ね備えていることに加え、当社からの独立性が十分に保たれ、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定するにいたしました。
3		マーケティングの専門家としての数多くの実績や、大学教授等の経歴を通じて培われた専門的な知見に加え、当社からの独立性が十分に保たれ、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定するにいたしました。
4		米国での訴訟、日米間の渉外取引および国際渉外取引全般を専門に、弁護士として長年活躍されてきた実績に加え、当社からの独立性が十分に保たれ、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定するにいたしました。
5	同氏は、当社の主要な取引先である金融機関の業務執行者でありましたが、2015年3月に同行を退職しており、現在は同行から影響を受けるおそれはありません。	豊富な企業経営の経験により培われた企業戦略に関する専門的な知見に加え、金融機関における長年の経験等による幅広い経歴を有するとともに、当社からの独立性が十分に保たれ、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定するにいたしました。
6	同氏は、当社の監査法人の社員でありましたが、2012年7月に同監査法人を退職しており、現在は同監査法人から影響を受けるおそれはありません。	公認会計士として長年活躍されてきた実績や、財務・会計に関する専門的な知見に加え、当社からの独立性が十分に保たれ、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定するにいたしました。
7		事業会社の財務経理部門での豊富な経験や海外での勤務経験に加え、取締役（常勤監査等委員）の業務をとおして培われた専門性の高い知見を有するとともに、当社からの独立性が十分に保たれ、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定するにいたしました。
8		弁護士として長年活躍されてきた実績や、第一東京弁護士会副会長や全国共済農業協同組合連合会監事を務めるなどの広い見識を有するとともに、当社からの独立性が十分に保たれ、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定するにいたしました。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。